

配食サービス利用者・ケアマネジャー 配食事業者の皆さまへ

2020年(令和2年)6月1日より、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として、配食サービスの利用枠を拡大します。

変更点

利用回数を週5食から**週7食**へ変更



- ・1日1食（昼食又は夕食，祝日は不可）
- ・月曜から日曜日まで、利用可

利用方法

利用には**変更届（新規）**の提出が必要です



- ・通常の利用と同じく，届出を受け利用決定を行います
 - ・申請は，担当のケアマネジャーが行ってください
- ※介護保険サービスのため利用者本人の提出は不可です
※変更届の受け付けは2020年6月1日より

注意点

- 対象は現在市の配食サービスを利用している人，これから新規決定される人です（障がい福祉課を含む）。
- 区域、事業者によって土日配達ができない事業者がありますので、確認をしてから利用してください。
- 弁当の内容は栄養価計算された内容ですが、市が指定した【配食弁当】とはメニュー内容が違う場合があります。
- 本件は新型コロナウイルス感染症対策として一定の期間実施するものであり、感染の状況や利用者の状況によって対応を終了しますのでご了承ください。